

○永平寺町景観条例

平成23年6月15日

条例第10号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 景観計画(第5条・第6条)

第3章 景観法の規定に基づく行為の規制等(第7条—第11条)

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第12条—第17条)

第5章 広告物(第18条—第21条)

第6章 景観まちづくり団体(第22条)

第7章 表彰及び支援(第23条・第24条)

第8章 景観審議会(第25条)

第9章 雑則(第26条)

附則

わたしたちのまち永平寺は、大本山永平寺や吉峰寺、いにしへの壮大なスケールを感じさせる古墳群、大勢の太公望が訪れる九頭竜川をはじめ、歴史的町並み、田園と集落が融合した里地景観などが調和し、「永平寺らしい景観」を形成しています。

わたしたちは、これらの景観に囲まれて日々の生活を営み、日常生活における眺めを通じて、うるおい・やすらぎ、心の癒しを得ています。健康で生き生きとした生活を続けていくために、幼い頃から馴染んだ環境や景観に抱かれて日々の暮らしを送る、そのような「人がきらめくまち」にすることがわたしたちの願いです。

わたしたちは、この町に住んでよかった、住みたくなるようなまちづくりをするため、この優れた景観を守り、育て、工夫改善し、さらに次の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく手続等必要な事項及び本町における良好な景観の形成に関して必要な事項を定めることにより、町民が誇りを持って住める魅力ある個性豊かな美しいまちとすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の保全、育成又は創造をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物及び広告物以外の物で規則で定めるものをいう。
- (4) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。
- (5) 建築物等 建築物、工作物及び広告物をいう。
- (6) 事業者 町内において事業を行う者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策の策定及びその実施に当たっては、町民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 町は、その管理に属する公共施設の整備又は改善を行うときは、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 町は、良好な景観の形成に対する町民及び事業者の理解と関心を深めるため、これに関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 町は、良好な景観の形成に関して、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(町民及び事業者の責務)

第4条 町民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 事業者は、自らの施設及び事業活動が景観形成に及ぼす影響について配慮し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。
- 3 町民及び事業者は、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第5条 町は、町の全域にわたる良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として法第8条第1項に規定する景観計画を策定するものとする。

(特定景観計画区域の指定)

第6条 町長は、景観計画区域において次の各号のいずれかに該当し、重点的に景観の形成を図る必要があると認める区域を、特定景観計画区域として景観計画に定めることができる。

- (1) 道路等、主要な都市施設に沿って、特徴ある景観を形成している地区
- (2) 歴史的な雰囲気を残す良好な景観を形成する地区
- (3) 町民の多くが利用する施設があり、かつ、町民が親しみを持てるような景観の整備が必要な地区
- (4) 住宅地として、良好な景観を形成している地区
- (5) 良好な自然景観を有している地区
- (6) 九頭竜川や永平寺川、用水など、水辺と一体となった良好な集落景観を形成している地区
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域の特性を生かした良好な景観を形成していく必要があると認められる土地の区域

2 町長は、特定景観区域の指定をするときは、あらかじめ当該地区の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、特定景観計画区域の指定をするときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、特定景観計画区域を変更する場合について準用する。

第3章 景観法の規定に基づく行為の規制等

(届出を要する行為)

第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源のたい積

(届出及び勧告等)

第8条 法第16条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合は、あらかじめ永平寺町

景観審議会の意見を聴かなければならない。

(届出及び勧告等の適用除外)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更で次に掲げる項目全てに該当するもの
 - ア 高さが10メートル未満
 - イ 延べ面積が1,000平方メートル未満
- (2) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
 - ア 煙突、柱類(電柱を除く。)、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設で、当該行為に係る部分の高さが10メートル未満のもの
 - イ 垣(生垣は、工作物から除く。)、さく、塀、擁壁その他これらに類するものにおいて、高さが2メートル未満又は延長が30メートル未満のもの
 - ウ コンクリートプラント、車庫、貯蔵施設、ごみ焼却場その他これらに類するもので、高さが10メートル未満かつ建築面積が500平方メートル未満のもの
 - エ 電気供給又は電気通信の用途に供するもので、地盤面からの高さが13メートル未満のもの
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 都市計画法第29条第1項第2号から第11号までの規定に基づく許可が不要とされるもの
 - イ 面積が1,000平方メートル未満の開発行為
- (4) 第7条第1項に規定する行為で、次に掲げるもの
 - ア 当該行為に係る区域の面積が1,000平方メートル未満のもの
 - イ 当該行為に伴い高さが3メートル未満又は延長が30メートル未満ののり面又は擁壁を生じるもの
- (5) 第7条第2号に規定する行為で、当該行為に係る区域の面積が1,000平方メートル未満のもの
- (6) 第7条第3号に規定する行為で、高さが3メートル未満かつその用途に供される土地の面積が500平方メートル未満のもの又は当該行為の期間が90日以内のもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、景観審議会の意見を聴いた上で、良好な景観の形成に

支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為

(変更命令等)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為のすべてとする。

2 町長は、法第17条第1項の規定に基づく変更命令を行おうとする場合は、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(助言又は指導)

第11条 町長は、景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、必要な措置を講ずるよう助言又は指導(以下「助言等」という。)をすることができる。

2 町長は、特定景観計画区域内において、建築物等が景観計画に適合しないと認めるとき又は空地が良好な景観を阻害していると認めるときは、その所有者(権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。)に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

3 町長は、前2項の規定により助言等をする場合において、必要と認めるときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴くことができる。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定)

第12条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要建造物の指定をした場合は、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定を解除する場合について準用する。

(景観重要建造物の指定の標識)

第13条 町長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第2項の規定により、次の事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 指定の理由となった外観の特徴

(景観重要建造物の管理の基準)

第14条 景観重要建造物は、景観重要建造物ごとに管理上の修繕、防災上の措置、定期点検の内容等を定めた当該建造物の保全に関する基準に従い管理されなければならない。

(景観重要樹木の指定)

第15条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要樹木の指定をするときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定を解除する場合について準用する。

(景観重要樹木の指定の標識)

第16条 町長は、景観重要樹木を指定したときは、法第30条第2項の規定により、次の事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要樹木の樹種

(3) 指定の理由となった特徴

(景観重要樹木の管理の基準)

第17条 景観重要樹木は、景観重要樹木ごとに剪定、下草刈り、病害虫の駆除の方法等を定めた当該樹木の保全に関する基準に従い管理されなければならない。

第5章 広告物

(広告物の表示等の届出)

第18条 景観計画区域において、広告物の表示及び新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは色彩の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更のあったときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(推奨基準)

第19条 町長は、広告物に係る推奨基準を定めるものとする。

2 町長は、推奨基準を定め、又は変更するときはあらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(推奨基準の遵守)

第20条 広告物の表示をしようとする者は、推奨基準に適合するよう努めなければならない。

(広告物の表示等に係る助言又は指導)

第21条 町長は、第18条の届出があった場合において、当該届出に係る行為が推奨基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による助言又は指導について準用する。

第6章 景観まちづくり団体

(景観まちづくり団体の認定)

第22条 町長は、一定の区域内において良好な景観の形成を図ることを目的とした町民が構成する団体で、規則で定める要件を満たすものを景観まちづくり団体として認定することができる。

2 前項の規定により、景観まちづくり団体の認定を受けようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

3 町長は、景観まちづくり団体が規則で定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

4 町長は、景観まちづくり団体を認定し、又は取り消す場合において、必要と認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。

第7章 表彰及び支援

(表彰)

第23条 町長は、良好な景観の形成に係る住民及び事業者の意識の高揚を図るために、良好な景観の形成に貢献しているものを選定し、表彰することができる。

2 町長は、前項の規定により表彰するときは、永平寺町景観審議会の意見を聴くものとする。

(支援)

第24条 町長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者等並びに景観まちづくり団体その他良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行うものに対し、その保存又は活動のために、技術的又は財政的な支援を行うことができる。

第8章 景観審議会

(景観審議会)

第25条 町長の附属機関として景観審議会を置く。

2 景観審議会は、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、又は審議するものとする。

3 景観審議会は、良好な景観の形成に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

4 景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。